

○広島修道大学学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学学則第39条及び広島修道大学大学院学則第60条に規定する学生の懲戒について、適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象行為)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する行為を行った学生(以下「懲戒相当学生」という。)に対して懲戒を行う。

- (1) 犯罪行為その他の違法行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 単位認定にかかる不正行為
- (4) 研究活動における研究倫理に反する行為
- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) 広島修道大学(以下「本学」という。)の諸規則に違反する行為
- (7) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (8) その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の種類・内容)

第3条 懲戒の種類・内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 懲戒相当学生の行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたって繰り返すことのないよう文書又は口頭により注意する。
- (2) 停学 一定の期間、懲戒相当学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。
- (3) 退学 懲戒相当学生の学生としての身分を失わせる。この場合、再入学は認めない。

2 停学の期間は無期又は有期とし、期限を付さずに命じる停学を無期停学といい、6月以内の期限を付して命じる停学を有期停学という。

(懲戒の量定)

第4条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒処分の標準例(以下「標準例」という。)に準拠し、次に掲げる事項を基礎に、懲戒相当学生の状態並びに行為の悪質性及び重大性等(以下「情状」という。)を総合的に判断して行う。

- (1) 懲戒相当行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の懲戒相当行為の有無及び懲戒処分歴の有無

(4) 日常における生活態度及び懲戒相当行為後の対応

- 2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案に即し、標準例に定める処分を加重又は軽減することがある。標準例に掲げられていない懲戒相当行為についても、標準例に照らして判断し、懲戒処分を行うことがある。

(悪質性及び重大性の判断)

第5条 悪質性及び重大性の判断は、次のとおりとする。

- (1) 悪質性については、当該学生の主観的態様、当該懲戒相当行為の性質、当該懲戒相当行為に至る動機等により判断する。
- (2) 重大性については、当該懲戒相当行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度、当該懲戒相当行為が大学及び社会に及ぼした影響等により判断する。

(事件・事故の報告)

第6条 学生による事件・事故（以下「事件等」という。）が発生した場合、学生センター長は学長及び当該学生が所属する学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）にその内容を速やかに報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告を受けた後速やかに、学生センター長及び当該学部長等との協議を行い、今後の対応を決定しなければならない。

(自宅謹慎)

第7条 学部長等は、事件等が停学又は退学に該当することが明白であると認めるときは、懲戒処分の決定前に、学長にその旨を報告した後に、懲戒相当学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

- 2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(調査等)

第8条 学部長等は、事件等が懲戒相当行為と判断したとき、又は学長の指示を受けたときは、慎重かつ速やかに事件等にかかる事実その他必要な調査（以下「調査等」という。）を行わなければならない。

- 2 学部長等は、調査等を学生賞罰委員会（以下「委員会」という。）に行わせなければならない。

- 3 委員会は、調査を進めるに当たって懲戒相当学生に対して調査する旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、事件等の内容又は懲戒相当学生の状態等を考慮して、告知を省略し、又は、弁明の機会を与えないことができる。

- 4 委員会は、懲戒相当学生及び関係者から事情及び意見を聴取し、これを記録するととも

に、必要な場合は、関係資料の提出を求めることができる。

- 5 委員会は、学生センター長の意見を聴取しなければならない。また、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 6 委員会は、調査終了後、懲戒の要否及び量定案について報告書を作成し、学部長等に提出しなければならない。
- 7 学部長等は、報告書を受領したときは、懲戒の要否及び量定について、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の審議に付さなければならない。
- 8 学部長等は、教授会等の審議結果及び懲戒の種類を書面により学長に報告しなければならない。

（懲戒処分の決定）

第9条 学長は、前条第8項の報告に基づいて、懲戒の要否及び懲戒の種類を決定する。

- 2 学長は、報告の内容に疑義があるときは、当該学部長等に説明を求め、場合により、再調査を指示することができる。
- 3 学長は、懲戒相当学生が複数であって、その所属する学部又は大学院研究科が複数であるときは、懲戒の要否及び量定について、関係する学部長等と協議のうえ決定しなければならない。

（懲戒処分に代わる教育的措置）

第10条 学長は、懲戒を行わない場合であっても、教育的措置として口頭又は文書による厳重注意を懲戒相当学生に対して行うことができる。

（懲戒処分の通知）

第11条 懲戒処分は、学長が、懲戒処分を受ける学生（以下「被懲戒学生」という。）に対して、懲戒処分書を交付して行う。

- 2 学長は、懲戒処分を行ったときは、被懲戒学生の保証人に、その旨を通知する。

（懲戒処分の効力）

第12条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を交付したときから発生するものとする。

（懲戒処分の期間）

第13条 懲戒処分の期間は、処分の効力が発生した日から起算する。

（懲戒処分の公示）

第14条 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒の種類及びその事由を告示により学内に公示する。

- 2 公示の期間は1週間とする。

(再審査請求)

第15条 被懲戒学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分書を交付された日から起算して10日以内に、学長に対して、所定の再審査請求書により再審査を請求することができる。

- 2 学長は、再審査の必要があると認めたときは、関係する学部長等に対し再調査を指示する。
- 3 学長は、再審査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により被懲戒学生に通知する。
- 4 学長は、再審査の結果について、速やかに文書により被懲戒学生に通知する。
- 5 学長は、再審査の結果により、懲戒処分書記載の決定内容と異なる決定をした場合は、改めて、第11条及び第14条に定める手続きを行う。
- 6 懲戒処分の効力は、再審査の請求により妨げられないものとする。ただし、再審査の結果、懲戒処分書記載の内容を変更したときは、変更前の懲戒を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(停学期間の短縮及び解除)

第16条 学部長等は、被懲戒学生の反省の度合い等を勘案し、教授会等の審議に付した後、学長に無期停学の解除又は停学期間の短縮を申し出ることができる。

- 2 学長は、学部長等からの申し出に基づき、無期停学の解除の時期又は停学期間の短縮を決定することができる。ただし、無期停学の解除の時期は、当該停学の開始日から起算して6月未満の日とすることはできない。

(懲戒処分に関する記録)

第17条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍原簿に記録する。ただし、本学が発行する証明書等には記載しないものとする。

(学籍の異動)

第18条 懲戒に関し、事実調査を行っている懲戒相当学生から、懲戒処分の決定前に、退学又は休学の申し出があったときは、この申し出を受理しない。

- 2 休学中の学生が停学処分となったときは、停学期間に相当する休学は取り消すものとする。

(教務上の措置)

第19条 試験等における不正行為により停学処分を受けた学生の教務上の措置として、不正行為を行った科目を含む当該試験期間中の全試験科目の成績評価を不合格とする。

(履修手続き)

第20条 停学期間中の学生は、停学期間終了後の履修のための手続きを、その所属する学部部長等の定める期間に行うことができる。

(停学期間中の指導)

第21条 学部部長等は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行うものとする。

(その他の必要事項)

第22条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(事務担当)

第23条 この規程に関する事務は、学生課が担当する。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、2015年3月6日に制定し、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2017年4月5日に第4条第1項(別表)を改正し、2017年4月1日に遡って施行する。
- 3 この規程は、2024年8月7日に第14条第1項を改正し、同日から施行する。

別表(第4条関係)

懲戒処分の標準例

区分	行為の内容	懲戒の標準
犯罪行為	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	痴漢行為(覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	退学、停学又は訓告
交	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起	退学

通	こした場で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴	
事	走運転等の悪質な場合	
故	人身事故を伴う交通事故を起こした場で、その原因行為	退学又は停学
等	が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起	停学
	こした場で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	
	人身事故を伴う交通事故を起こした場で、その原因行為	停学又は訓告
	が前方不注意等の著しい過失の場合	
試	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等	退学又は停学
験	の悪質な場合	
等	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学
	試験細則第5条に定める受験者の義務に著しく違反した場	停学又は訓告
	合	
	研究活動における不正行為	退学、停学又は訓告
非	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
違	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若し	退学又は停学
行	くは占拠	
為	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	キャンパス・ハラスメントに当たる行為	退学、停学又は訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた	退学又は停学
	場合	
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた	停学又は訓告
	場合	
	未成年者と知りながら飲酒を強要した場合	停学又は訓告